

幸手市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月～令和10年3月



令和8年3月

幸手市教育委員会

目次

1	計画の趣旨、現状	1
2	目標	1
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、幸手市「学校における働き方改革基本方針」(令和 7 年 10 月改定)(以下、基本方針)及び、改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下、給特法)第 8 条第 1 項の規定に基づき策定するものである。

幸手市の教育職員の業務量の適切な管理を行い、健康及び福祉の確保を図ることを目的として、具体的な目標及び措置を定め、計画的に実施する。

また、本計画は単なる業務削減ではなく、「教職員が心身ともに健康で」「子供と向き合う時間を確保し」「教育の質の向上を図る」ことを基本理念とする。

(2) 本市の現状

本市では、基本方針に示した働き方改革の取組による物的支援や人的支援により、各学校の働き方改革を推進してきた。また、市の取組に加えて、各学校が独自の取組を通して教職員一人一人の意識改革を行ってきた。その結果、時間外在校等時間では、時間外在校等時間が月 45 時間以内や年間 360 時間以内の教員数が年々増加し、改善の傾向が見られる。また、ストレスチェックや学校評価等における働き方改革の推進に対する教職員の評価でも、当初の目標指標とした数値を上回る年もあるなど、年々働き方改革の成果が指標とした各項目でも結果として表れてきている。

しかし、いずれの指標においても、当初の達成指標とした数値をすべて達成する状況にはなっていない。また、学校現場では多くの教職員の働き方改革が進んでいる一方で、一部教職員による長時間勤務が繰り返されるなど、依然として働き方改革のさらなる推進が求められる状況でもある。目標達成のためには、教員一人当たりの業務量の削減や業務の効率化が一層必要な状況であるが、教育の質の維持向上を図りつつ業務の総量を削減させるためには、児童生徒に直接関わらない業務をさらに削減する必要がある。また、業務の効率化を進めるためには、これまで以上に外部人材や校務 DX の推進を加速させていくなど、今まで以上に創意工夫を図り、働き方改革を推進していく必要がある。

このような現状を踏まえ、給特法第 8 条第 1 項の規定に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下の通りである。

(1) 時間外在校等時間

時間外在校等時間を月 45 時間以内、年 360 時間以内の教員数の割合を令和9年度末までに 100%に

令和7年度目標 → 年360時間以内の教員数の割合： 80%

令和8年度目標 → 年360時間以内の教員数の割合： 90%

令和9年度目標 → 年360時間以内の教員数の割合：100%

(2) ウェルビーイング

「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立

教職員向け「働き方改革アンケート」の全項目の平均として

令和7年度目標 → 肯定的な回答の割合： 65%

令和8年度目標 → 肯定的な回答の割合： 70%

令和9年度目標 → 肯定的な回答の割合： 75%

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間とする。ただし、社会情勢や国・県の動向、本市の取組状況等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行う。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 教職員の「負担軽減」と「業務量軽減」の実現【重点】

【教育条件整備】

○【市】勤務時間開始前及び終了後に恒常的に行う教育活動がある場合には改めて検証し、その結果に応じて勤務時間を意識した勤務環境の改善に取り組むよう、管理職に指導助言を行う。

○【市】【学校】各種加配や非常勤講師等の活用により、小学校中学年及び高学年において教科担任制を推進する。

【校務 DX・TX の推進】

○【市】【学校】無線 LAN 環境での持ち運びや、カメラ機能を生かしたオンライン会議機能など、新しい教職員用端末や校務支援システムの利活用を推進する。

○【市】【学校】各種会議や研修等におけるペーパーレス化や、会議や研修の内容に合わせてバランスよくオンライン化を進めていく。

○【市】【学校】学校で取り扱う各種徴収金の仕組みや、保護者と業者の間で直接支払いを行う仕組みの整備を図る。

○【市】【学校】学校や保護者に対して実施する調査やアンケートを精選するとともに、実施する場合は電子化による効率化を図る。

【外部人材の活用】

○【市】【学校】教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)を効率的に運用し、教職員が一層児童・生徒への指導や教材研究等、本来取り組むべき業務に注力できるよう、職場環境の整備を図る。

○【市】【学校】「埼玉県業務改善スタンダード」や「教員業務支援員との協働事例集」などを活用し、実現可能な事例に取り組む。

○【市】「幸手市の学校部活動の在り方に関する方針」に基づき、国や県の部活動地域展開の動向を注視しながら、適正で持続可能な学校部活動となるよう取り組む。

○【市】市内すべての小学校で、水泳授業の民間委託を行う。

○【市】【学校】「基本的には学校以外が担うべき業務」や「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」を整理し、学校の実情に応じて家庭や地域ボランティアを活用し、教職員の負担を軽減する。

(2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立【重点】

【働きやすい職場環境の整備】

○【市】【学校】各学校の状況を踏まえた「退校時間」を設定し、教職員の退校時間に対する意識を高めるとともに、週休日の振替や休暇等の確実な取得を呼びかけることで教職員の健康管理を図る。

○【市】業務時間外の電話対応に留守番電話を導入し、勤務時間外の電話対応を削減することで、業務に集中できる環境を整える。

【教員としての充実感の向上】

○【市】【学校】教職員が児童・生徒や保護者等と向き合う時間を確保し、教職員のウェルビーイングを高められるよう、管理職のマネジメント力向上を図る。

○【市】すべての教職員が働きやすい環境を作るため、校長会や教頭会の機会を通じて研修や情報提供を行う。

○【市】勤務時間の長い教職員に対して、健康状態や勤務の状況をヒアリングし、改善に向けた指導助言を行うとともに、管理職へのヒアリングや支援を行う。

【柔軟な働き方の推進】

○【市】【学校】女性職員だけでなく、男性職員の育児休業取得が促進されるよう、出産・育児に係る休暇や制度等について周知する。

(3) 教職員の健康を意識した働き方改革の推進

【ストレスチェック等を活用した取組】

- 【市】【学校】ストレスチェックによる分析結果を各学校にフィードバックし、職場環境の改善につなげる。
- 【市】【学校】ストレスチェック結果から、長時間勤務や高ストレスを抱えているとされた教職員に対して、産業医等による面接指導の勧奨を働き掛ける。
- 【市】【学校】「教職員を対象とした働き方改革アンケート」結果について、校長会等を通じてフィードバックし、管理職が教職員の意識を把握することで職場環境の改善につなげる。

(4) 保護者や地域の理解と連携の促進

【働き方改革に関する理解促進】

- 【市】教職員の在校等時間の客観的な把握を徹底するとともに、働き方改革の取組状況や目標達成の状況を公表し「見える化」を推進する。
- 【市】保護者や地域に向けた働き方改革のリーフレットを作成し、学校における働き方改革が促進されるよう働き掛ける。
- 【市】【学校】「幸手市の学校部活動の在り方に関する方針」について、生徒及び保護者に周知し、理解促進を図る。
- 【学校】勤務時間外の電話については留守番機能による対応とすることを周知し、理解促進を図る。

【ふれあいデーや学校閉庁日の推進】

- 【市】【学校】「ふれあいデー」(毎月21日前後)や定時退勤推奨ウィーク(各学校が設定)、ノ一部活動デー等を設定し、保護者や地域に対しての理解促進を図る。
- 【市】教職員の休暇取得を促進するために、「学校閉庁日」を年8日(8月12～16日、11月14日(県民の日)、12月28日、1月4日)設定する。その際は、緊急連絡先等の周知など、緊急対応に配慮するよう働き掛ける。

【地域の協力・連携】

- 【市】【学校】「地域とともにある学校づくり」を推進するため、学校運営協議会において学校における働き方改革について共通理解を図り、家庭・地域と学校が協力して働き方改革に取り組むよう働き掛ける。
- 【市】【学校】「基本的には学校以外が担うべき業務」や「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」を整理し、学校の実情に応じて家庭や地域ボランティアを活用し、教職員の負担を軽減する。【再掲】

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

本計画は、策定すること自体を目的とするものではなく、基本方針に掲げる取組を着実に実行し、その成果と課題を可視化しながら継続的に改善を図るための実行計画である。このため、幸手市教育委員会は、基本方針に基づく取組の進捗状況を毎年度把握・検証し、必要な改善を加えるフォローアップ体制を確立する。

(1) 教職員の在校等時間について

各学校において客観的に把握したデータを教育委員会が定期的に集約・分析し、市全体の傾向及び学校ごとの状況を検証する。特に、時間外在校等時間の平均が45時間を超える状況が見られる場合や、長時間勤務が継続している教職員が存在する場合には、校長への聞き取りや学校訪問を通して業務内容や校務分掌の状況等を確認し、業務の精選や分担の見直し、教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)の活用等について具体的な助言・支援を行う。これは、基本方針において実施してきた時間外在校等時間80時間超の教職員への聞き取りや指導・助言の取組を発展的に継続するものである。

(2) ストレスチェックの結果や学校評価における教職員の意識調査の結果について

ストレスチェックの結果や学校評価における教職員の意識調査の結果は、働き方改革の成果を測る重要な指標として活用する。また、基本方針で設定した教職員の意識調査における肯定的回答の割合等について、年度ごとに推移を確認し、改善が十分でない項目については、その要因を分析した上で取組内容の見直しを図る。

(3) 各取組の実施状況と効果の検証について

基本方針で推進してきた教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)の配置、統合型校務支援システムの活用、学校閉庁日の設定、部活動支援員の活用、各種アンケートの電子化、共同学校事務室の機能強化等の取組についても、それぞれの実施状況と効果を検証する。特に、校務DXの推進や外部人材の活用が実際に業務の効率化や負担軽減につながっているかを学校からの聞き取り等を通して確認し、必要に応じて運用方法の改善や追加的支援を検討する。

(4) 本計画の実施状況について

本計画の実施状況は、法令に基づき、毎年度、目標の達成状況を含めて市ホームページ

ジ等により公表する。また、総合教育会議において報告を行い、市長部局と課題を共有しながら、予算措置や人的支援等も含めた総合的な環境整備を図る。これにより、教育委員会のみならず、地方公共団体全体として学校における働き方改革を推進する体制を確立する。

加えて、学校評価との整合を図り、各学校が実施する改善措置が本計画の趣旨及び目標と整合したものとなるよう指導・助言を行う。学校における取組状況を踏まえ、校長のマネジメントの在り方についても継続的に検証し、組織的・機動的な学校運営体制の充実につなげる。

以上のように、本市におけるフォローアップは、在校等時間の把握・分析、健康指標の検証、具体的取組の効果測定、公表及び総合教育会議への報告を一体的に行うPDCAサイクルにより進めるものである。

幸手市教育委員会は、基本方針に掲げる「働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する」という目的の実現に向け、継続的な検証と改善を重ねながら、実効性のある働き方改革を推進していく。